

平成 29 年度 重点事業・主要事業(実績)

峡南保健福祉事務所

重点事業

- | | |
|---------------|-------|
| 1) 在宅医療・ケアの推進 | … 1 5 |
| 2) 災害時体制の充実 | … 1 7 |

主要事業

- | | | |
|----------|---|-------|
| 1) 福祉課 | ○管内及び所内の災害体制の充実 | … 2 8 |
| | ○峡南圏域における発達障害（児）者等に係る支援体制の強化 | … 2 9 |
| 2) 生活保護課 | ○就労支援の充実・強化 | … 3 0 |
| | ○訪問調査活動の充実 | … 3 1 |
| 3) 長寿介護課 | ○地域包括ケアシステムの構築 | … 3 2 |
| | ○介護サービス事業者の指導監督及び 各町に移譲される業務等に関する支援の強化 | … 3 4 |
| 4) 衛生課 | ○食品による事故の防止および食品の安全性確保の充実 | … 3 6 |
| | ○生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による 健康被害の未然防止 | … 3 7 |
| | ○薬物乱用防止対策 | … 3 8 |
| 5) 地域保健課 | ○災害時医療体制の充実 | … 3 9 |
| | ○在宅医療の推進 | … 4 2 |
| | ○いのちのセーフティネット体制の推進強化 | … 4 4 |
| 6) 健康支援課 | ○在宅医療広域連携等推進事業 | … 4 6 |
| | ○生活習慣病予防対策 | … 4 8 |
| | ○難病患者の支援体制の整備 | … 5 0 |

H29 年度 重点事業（実績）

担当課

長寿介護課・地域保健課・
健康支援課

事業名

在宅医療・ケアの推進

経緯・目的

<経緯>

平成 21 年 11 月に「峡南医療圏地域医療再生計画」(H21～H25 年度)を策定し、峡南地域医療連携協議会及び専門 4 部会を設置した。平成 23 年 4 月、峡南在宅医療支援センターを設置し、医療機関の協力を得て峡南在宅ドクターネットの運用を開始した。

平成 25 年度から、在宅医療の推進を図るため在宅医療推進事業として多職種人材育成研修会・住民への普及啓発事業に取り組み、平成 26 年度に多職種が協議・連携する「峡南地域在宅療養者支援のための多職種連絡会議」を設置した。

平成 26 年 3 月地域医療再生計画の終了に伴い、同年 4 月から峡南在宅医療支援センターは 5 町が事業主体となり飯富病院に管理運営を委託し、同年 12 月から峡南地域在宅患者情報共有システム（コメント）試行運用開始、平成 27 年 4 月から本運用を開始した。

平成 28 年度から、介護保険の地域支援事業として包括的支援事業の在宅医療・介護連携推進事業の一部を各町が委託し、峡南在宅医療支援センターの機能強化を図った。

地域包括ケアシステムの構築を目指し、各町の地域ケア会議の開催に向け支援を行った。

認知症支援として、医師会による認知症相談窓口、専門医、地域包括支援センター等との連携した支援体制づくりに取り組んでいる。

<目的>

峡南地域は、認知症及び介護を必要とする高齢者が多いが、保健医療福祉従事者等の人材資源が非常に少ないため、チームで患者や家族をサポートする在宅医療やケアの体制整備が必要である。

このため、峡南在宅医療支援センターを軸とし、関係主体が連携して在宅医療・ケアに一体的に取り組めるよう、体制づくりの支援を行う。

実績

峡南地域在宅療養者支援のための多職種連絡会議の開催

- ・ 3 回開催（H29.7.12、H29.12.18、H30.2.15）
- ・ 在宅療養を支援する多職種で在宅療養の現状と課題を共有し、今後の方向性を検討した。

峡南地域在宅医療多職種人材育成研修会の開催

- ・ 2 回開催（H29.10.5 参加者 110 名、H29.12.18 参加者 30 名）
- ・ 峡南圏域の多職種協働による在宅医療チームの担い手となる人材を育成するため、管内の関係者と多職種連絡会議委員を対象として 2 回、事例検討会を実施した。

第 6 期介護保険事業計画実施及び第 7 期計画の策定に向けた支援（通年）

- ・ 各町が実施する新しい総合事業、在宅医療・介護の連携、認知症支援、生活支援サービス等の整備について、各町の地域ケア会議に参画し助言を行う等、事業の進捗支援。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進に向け、H30～の各町の第 7 期介護保険事業計画策定に向け、健康長寿推進課と連携しヒアリングや情報提供等助言実施。

認知症支援体制づくり（通年）

- ・ H29.10 峡南 5 町による「認知症初期集中支援チーム」が設置された。
- ・ 各町で認知症地域支援推進員を配置済み。
- ・ 認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を加えた、新たな峡南地域認知症支援体制構築のため、フローチャート及び役割分担表を見直し、関係者間で合意を得た。

| | |
|------|---|
| 実績 | <p> 峡南在宅医療支援センターへの支援（通年） ・各課で役割分担し、峡南福祉保健課長会議、峡南在宅医療支援センター運営協議会・実務者会議等に参画、助言等支援した。 ・峡南在宅医療支援センターで実施する在宅患者の情報共有システム（コメント）の活用促進に向け、関係機関への個別訪問による活用依頼等で運用が進むよう支援した。 所内在宅医療・ケア推進会議を開催し、計画的に事業の推進を図った。（4回） </p> |
| 評価課題 | <p> <評価> 多職種連絡会議では、在宅療養を希望する人や家族を支援していくため、保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供する協力体制の構築をすすめてきた。管内の在宅療養者支援の核となる関係者で、協力体制について「峡南地域で在宅療養を安心・安全に送るための多職種連携の心がけ」を確認・共有し資料としてまとめた。 多職種人材育成研修会から、関係者の連携意識の高まりがうかがえる。また、在宅療養に関する研修会に対するニーズも確認された。事例検討を通し、どの職種がどんなタイミングで関わり在宅療養を進めることが出来たのか振り返ることで、多職種連携におけるそれぞれの役割を再認識することができた。 各町の第6期介護保険事業計画に位置付けた事業の進捗支援、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた第7期介護保険事業計画の策定支援は計画どおりに進捗した。認知症初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進員の配置について、計画どおり進捗した。チームと推進員を含む、峡南地域認知症支援体制についても見直した。峡南在宅医療支援センターへの支援については、各課で計画に沿った支援が実施できた。所内在宅医療・ケア推進会議の開催により、所内各課の情報共有・連携強化に繋がり、在宅医療とケアの一体的な体制整備に向けて計画的に取り組むことができた。 </p> <p> <課題> 峡南地域は、過疎化・高齢化が進み、認知症及び介護が必要な人は多いが、保健医療福祉従事者等の人材資源が非常に少ない。 そのため、住民が在宅療養を望んだ時に安心して療養できる地域の実現に向け、峡南地域の実情に即した認知症も含めた在宅医療やケアの体制整備をめざし、今後とも次の点を重点的に取り組む必要がある。 多職種連絡会議、多職種人材育成研修会は今年度で終了となるが、今後も在宅療養の推進に関する地域の課題を共有した上で方策について継続して考えて行く必要がある。 管内でも職能団体による協議・研修の場や多職種連携を目的に研修会が多数開催されるようになった。目的や対象を精査し、当所の役割を明確にする必要がある。 地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進を目指し、各町の第7期介護保険事業計画の進捗支援が必要。 設置された認知症初期集中支援チームが効果的に機能するよう、先進的な取組事例の収集や情報提供等により支援する必要がある。 峡南在宅医療支援センターの職員体制及び事業の委託内容について、峡南福祉保健担当課長会議、峡南在宅医療支援センター運営協議会・実務者会議等に参画する中で、円滑な事業実施に向けて、支援を継続する必要がある。 今年度のコンパス運営協議会において、H30年度末でコンパス運用停止が承認された。そのため、コンパスのサーバーを活用しているコメントの運用継続は困難な状況となるため、今後の運用について検討が必要になる。 在宅医療とケアの一体的な体制整備に向けて、所内在宅医療・ケア推進会議を開催し、各課の情報共有、連携を強化し、計画的に事業を推進する必要がある。 </p> |

H29年度 重点事業（実績）

担当課

全 所

事業名

災害時体制の充実

経緯・目的

<経緯>

峡南地域は、大規模災害発生時に孤立する恐れのある集落が存在し、また、県内で最も高齢化が進行している地域でもあることから、災害発生時の迅速な初動対応が求められている。

そのため、関係機関との連携強化を図るとともに、所内災害時対応を整備し、災害時体制の充実を図っている。

医療救護訓練については、平成21年度から峡南地域独自で管内医療機関を初めとする関係機関が参加した医療救護訓練を実施し、平成26年度からは県医務課主催の全保健所同一日の情報伝達訓練に併せ各種訓練を実施している。また、平成27年度から各町持ち回りで医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会を実施している。更に、平成28年度は、例年の大規模災害時情報伝達訓練に加え、内閣府主催の大規模地震時医療活動訓練と県防災危機管理課主催の山梨県地震防災訓練にも参加し、地区医師会との連携の確認と、より実践にむけた課題の検証を行うことができた。

平成23年度から、入所系社会福祉施設の災害時情報伝達訓練や研修会を実施した。

平成26年度から、発災直後の少人数参集時に対応するためのアクションカードの作成及び検証に着手した。

平成24年度から、医療依存度の高い長期療養児及び難病患者等に対し、災害時における支援を検討・実施している。

<目的>

大規模災害発生時における関係機関との連携強化を図るとともに、所内初動体制を整備し、災害時体制の充実・強化を図る。

実績

<医療救護訓練関係>

所内職員を対象とした研修会の実施

- ・ E M I S (広域災害・救急医療情報システム)操作研修会・衛星携帯電話操作研修会の開催 (年4回)

○大規模災害を想定した医療救護訓練準備及び実動訓練

所内プロジェクトチーム会議の開催 (年4回)

大規模災害時情報伝達訓練事前・事後担当者会議の開催 (H29.12.21、H30.2.7)

関係機関を対象とした事前 E M I S 操作訓練の実施 (H30.1.15~1.19)

大規模災害時情報伝達訓練の実施 (H30.1.26)

○医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会への支援

富士川町が実施した医療救護所設置訓練(H30.2.24)への支援

富士川町、南巨摩郡医師会北部班、富士川病院による災害時協定締結への支援

管内町への医療救護所設置マニュアルに関する情報の提供

携帯型デジタルトランシーバーの整備

- ・衛星携帯電話の使用が不可能な状況を想定し、携帯型デジタルトランシーバーを整備した。

<アクションカード関係>

発災直後の参集者が少ない場合でも、初期に対応しなくてはならない業務について、効果的に作業が実施できるアクションカードを作成し、検証訓練や検討会議を開催した。(年2回)

これとは別に、峡南地区医療救護対策本部運営のためのアクションカードを作成し、1月26日の訓練に活用した。その後、所内プロジェクトチーム会議で検討・検証した。

<要援護者対策>

指定難病更新時に、災害時の避難行動についてアンケート調査を実施し、対象者の把握に務めた。また、更新手続きの書類郵送に併せて、災害への備えチェック表を対象者全員に配付した。

アンケート調査で、町への情報提供に同意を得られた人については、特定医療費（指定難病）受給者災害時要援護者リストを作成し、各町に提供した。

人工呼吸器装着患者について、災害時要援護者台帳と、災害時の支援計画を作成した。

<医療救護訓練関係>

【評価】

（所内研修会・プロジェクトチーム会議）

○ 年間を通じて全職員に情報伝達ツール（E M I S、衛星携帯電話）の操作研修を実施し、全ての職員が操作方法、設置方法を理解できた。また、プロジェクトチームを設置し実際に訓練に参加することで、地区医療救護対策本部の役割や災害時の実働の理解につながった。

（大規模災害時情報伝達訓練）

○ 医療救護班の派遣連絡については、訓練で確実な連絡体制がとれなかったことから、当所の医療救護対策本部のアクションカードの改善につながった。

○ 今年度は、地区医療救護対策本部運営のためのアクションカードを作成し、誰がどの担当になっても動けるよう工夫した。訓練当日は若干の混乱はあったがアクションカードに基づき担当の役割を果たすことができた。

（医療救護所設置訓練、トリアージ研修会）

○ 医療救護所設置訓練を医師会と一緒に行うことで災害時の各機関の役割の理解や連携体制の強化につながっていくことが実感できた。

○ 富士川町に対し、研修での知識や過去の訓練経験に基づく助言を行うことができた。

【課題】

○ プロジェクトチームにより多くの職員が加わる必要がある。また、プロジェクトチーム会議で整理された課題に基づく地区医療救護対策本部アクションカードの修正が必要。

○ 大規模災害時情報伝達訓練の、全県一体型の訓練内容（被害想定に基づく県内の医療救護班応援要請・調整、D M A T派遣要請・調整を含む）の検討を行う必要がある。

○ 医療救護所設置訓練の実施を町に働きかけ、災害時の医療救護所・医療救護班における地区医師会を初めとする関係機関の役割の理解や連携体制の強化を図っていくことが必要。

<アクションカード関係>

【評価】

発災時の配備体制が十分でないときに、当所の初動体制を整えるための業務をカード化し、訓練で検証することにより、体制整備に必要な業務が確認できた。

【課題】

当所の初動対応のためのアクションカードと、地区医療救護対策本部アクションカードとの調整を図るとともに、検証のための訓練や検討会を繰り返し行っていく必要がある。

<要援護者対策>

【評価】

災害時の避難行動についてアンケート調査を実施したことにより、避難方法や服薬管理等についての実態を把握することができた。

避難行動要援護者に関する町との情報交換会については、対象者が多い市川三郷町と身延町を優先して実施した。

【課題】

避難行動要援護者に関する町との情報交換会を、前年度実施できなかった早川町、南部町、富士川町と実施していく必要がある。

人工呼吸器装着患者の災害時支援については、町担当保健師、介護支援専門員、訪問看護師等と情報共有し、内容の検討、役割の確認を行い、患者・家族の療養生活の支援や支援ネットワークの構築を進める必要がある。

評
価
・
課
題

H29 年度 主要事業（実績）

主管課

福祉課

| 事業名 | 管内及び所内の災害体制の充実 |
|--------------|---|
| <p>経緯・目的</p> | <p><経緯> 峡南地域は、大規模災害発生時に孤立する恐れのある集落が存在し、また、県内で最も高齢化が進行している地域でもあるため、平時から町や関係機関と密接な連携を図り、災害発生時の迅速な初動体制を確立する必要がある。 [継続] 所内災害時対応書の見直し H23 入所系社会福祉施設大規模災害時情報伝達訓練（医療救護訓練との連携）の実施 H24 入所系社会福祉施設（土砂災害警戒区域外）災害時対応カルテ作成・入所系社会福祉施設を対象にした研修会開催、ICS の考えを導入した所内災害時対応マニュアルの作成 H25 所内対応マニュアル（急性期用） 災害時対応書の見直し H26・27 災害時アクションカードの作成 H28 アクションカードの検証訓練及び検討会議の開催 H29 検証訓練・検討会議に基づくアクションカードの大幅改訂</p> <p><目的> 発災直後の参集者が少ない場合や自所属以外の職員が参集した場合でも、初期に対応しなくてはならない保健福祉事務所の業務について、効果的に作業が実施することができるアクションカードを作成する。</p> |
| <p>実績</p> | <p>少人数参集時の災害時アクションカードの作成及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回検証訓練・検討会議（H30.1.15） アクションカードを用いた検証訓練と、訓練を踏まえたカード内容の検討を行った。 ・第2回検証訓練・検討会議（H30.2.21） 修正したアクションカードを用いた検証訓練と、修正を踏まえたカード内容の検討を行った。 ・検討会議では、このカードと医療救護対策本部のアクションカードとの役割を明確にすべきとの意見があり、カードの組み立てを大幅に見直すこととなった。 |
| <p>評価・課題</p> | <p><評価> 発災時の配備体制が十分でないときに、当所の初動体制に対応するための業務をカード化し、訓練で検証することにより、体制整備に必要な業務が確認できた。</p> <p><課題> 福祉課で作成するアクションカードと、地域保健課で作成している医療救護対策本部のアクションカードとのスムーズな連携を図るため、それぞれの役割を明確にし、役割に応じた業務を行うための内容とする必要がある。 検証のための訓練や検討会を繰り返し行い、誰でも必要な業務が行えるよう、完成度の高いものを目指す必要がある。</p> |

| H29年度 主要事業（実績） | | 主管課 | 福祉課 |
|----------------|---|-----------------------------|-----|
| 事業名 | | 峡南圏域における発達障害（児）者等に係る支援体制の強化 | |
| 経緯・目的 | <p><目的> 発達障害を持つ当事者及びその家族が困っていることについて、地域でその人らしく安心して生活することができるよう、途切れのない支援を行う仕組みづくりを定着させる。</p> <p><経緯> H18.4～ 南部地区特別支援連携協議会が発足（事務局：わかば支援学校ふじかわ分校） （目的）特別支援教育を推進するためのネットワーク形成、研修等 H22.4～H25.3 モデル市町村（峡南5町）支援体制サポート強化事業を委託実施 ・事業委託先：社会福祉法人くにみ会（峡南圏域相談支援センター運営） ・事業内容：支援関係機関連絡調整会議（年4回）、スキルアップ研修会（年1回） H26～ 年2回の研修会を峡南教育事務所と共催で開催（グループワーク・講演会等） H29 第2回目より、南部地区特別支援連携協議会と共催。</p> | | |
| 実績 | <p><管内の町の支援体制整備への支援> ・各町の担当者だけでなく、保育士、教諭、支援機関が一堂に会する研修会を開催。 ・発達障害児等の連携支援に関する調査を実施、各町の連携状況を情報共有。</p> <p><研修会の開催> ・第1回目（7月11日実施） こころの発達総合支援センター事業、学齢期に峡南地域で利用できる支援機関の紹介 山梨県モデル事業発達障害者の思春期就労準備支援事業報告 ・第2回目（1月23日実施） 初・南部地区特別支援連携協議会と共催 発達障害児等の連携支援等に関する調査報告 二次障害を起こしている児童・生徒の事例検討会</p> <p><他の支援機関との連携> ・南部地区特別支援連携協議会：第2回目の研修会より共催 会議の共催・・・対象にズレがあるため現時点での共催は困難。南部地区特別支援連携協議会で対象を拡大する時には再検討する。会議の議題については事前調整する。 ・峡南教育事務所：2回の研修会を共催。 ・峡南圏域相談支援センター、峡南地区ことばの教室、ひかりの家学園：研修会への参加。</p> | | |
| 評価・課題 | <p><評価> 町の体制整備に向けての支援 ・発達障害児等の連携支援等に関する調査結果を報告し、意識を高めた。 ・各町で支援体制の再確認や新たな事業展開がある。 研修会の開催 ・2回の研修会を通して、連携体制構築について伝えることができた。 ・保育士や小・中・高等学校教諭、養護教諭の支援関係者のスキルアップを図れた。 他の支援機関との連携 ・峡南教育事務所及び南部地区特別支援連携協議会と研修会を共催することにより、教育部門と保健福祉部門の連携強化が容易となっている。</p> <p><課題> 発達障害児者連携支援協議会等が不設置の町がある。町と学校との連携に課題がある。 対象・目的が重複している南部地区特別支援連携協議会の議題について、有機的な会議となるよう調整が必要。 将来的には生涯を通しての支援となるが、関係機関が多く、総花的検討になるので、当面は部分的・集中的に体制整備を検討する。H30は学校間の連携や就労準備に焦点をあて、当所健康支援課、地域保健課、ふじかわ分校及び峡南教育事務所と協議しながら検討する。 相談につながらない困難ケースについて検討する。</p> | | |

事業名

就労支援の充実・強化

経緯・目的

経緯

平成17年度から、当事務所と公共職業安定所（以下、「ハローワーク」）との連携によって被保護者個々の状況、ニーズ等に応じた就労支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」を実施してきた。また、平成25年度からは、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含め広く生活困窮者を対象とした「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施している。

さらに、平成27年度からは生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護には至らない生活困窮者を対象とした「生活困窮者自立相談支援事業等」がスタートしたことから、当事務所では、住居確保支援給付金事業を実施している。

目的

生活保護受給者（以下、「被保護者」）のうち稼働能力を有する者に対しては、個々の被保護者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施することで、当該被保護者の自立促進を図る。

実績

生活保護受給者等の就労支援（生活困窮者を含む）

- ・ 被保護者に対する就労支援は、医療機関に対する被保護者の病状等調査や被保護者自身への面談を行い、本人の稼働能力を確認したうえで実施した。

| 事業名 | 支援者（参加者）数 | 就労者数 | 自立者数 |
|------------------------------------|-------------------|--------------|-------------|
| 生活保護受給者等就労自立促進事業 (H30.1月末現在) | 7名 (生活困窮者1名含む) | 3名 (同左1名) | 0名 |
| ケースワーカーによる就労支援 (H30.1月末現在) | 32名 | 11名 | 3名 (廃止3) |
| 昭和町におけるハローワーク巡回相談 事業(H30.1月末現在) | 5名 | 0名 | 0名 |

(注)個々の被保護者等に対して複数の就労支援事業を実施しているため、人数は延べ数である。

住居確保支援給付金事業

- ・ 山梨県が山梨県社会福祉協議会へ委託している生活困窮者自立相談事業において、住居確保支援給付金の受給を希望した生活困窮者に対し、その者の受給要件を調査したうえで、要件を満たしている場合は住居確保支援給付金を支給した。

(H30.1月末現在)

| | |
|------|-------|
| 申請者数 | 1名 |
| 支給者数 | 1名 |
| 支給額 | 105千円 |
| 就労者数 | 1名 |

評価・課題

評価

ケースワーカーや就労支援員の就労指導が非保護者の就労及び自立（保護廃止）に繋がった。

昭和町におけるハローワーク巡回相談は、自宅からハローワークへの移動時間や待ち時間が短縮され、また予約制であることから集中して就労相談ができ、被保護者にとって大変有効であった。

課題

新規申請の増加や困難ケースへの長時間にわたる対応のため、新規申請者への就労支援に十分な時間を配分できなかった。

保護からの脱却は早い段階での就労支援が効率的であるため、新規申請者のうち就労可能な被保護者に対しては、早期の就労支援により自立促進を図って行く必要がある。

稼働能力がある被保護者の就労促進に当たっては、ハローワークへのCWや就労支援員による同行相談等により効果的な就労指導を行うとともに、情報提供しても面接も応募等もしないケースについては、文書指導等による指導強化を図って行く必要がある。

H29 年度 主要事業（実績）

主管課

生活保護課

| 事業名 | 訪問調査活動の充実 |
|-------|--|
| 経緯・目的 | <p>経緯 当事務所の管轄地域は、峡南5町と昭和町である。峡南地域は山間地で企業等からの求人が少ないため就労先を探すのに困難を要し、また過疎化・高齢化が進行している地域である。一方、昭和町は都市化が進み、地域コミュニティによる相互扶助が希薄な地域である。このため管内の被保護者世帯の抱える個々の問題も地域によって大きく異なっている。</p> <p>近年、景気の低迷、雇用構造の変化、非正規労働者の増加等を背景に生活保護世帯数、保護率ともに上昇する傾向にあり、生活保護に関わる相談件数、申請件数も増加傾向にある。</p> <p>訪問調査活動は、生活保護制度の中核をなす重要な業務であり、被保護者世帯の生活状況を的確に把握し、適切な援助につなげるよう努めている。</p> <p>目的 生活保護受給者世帯（以下、「被保護者世帯」）への訪問調査を計画的に実施することで、その生活状況を把握し生活援助を行う。また、CWだけでは対応が困難なケースに対しては、査察指導員、所内の専門知識を有する職員や町の保健師等と連携を図りながら対応して行く。</p> |
| 実績 | <p>相談件数、保護の状況（H30.1末現在） 平成29年度の新規相談件数は延べ46件(前年同期39件 17.9%増)、申請件数は43件(同36件 19.4%増)である。</p> <p>被保護者世帯数 264世帯（前年同期246世帯 7.3%増） 被保護者数 337人（同上 313人 7.7%増）</p> <p>訪問調査の実施状況 平成29年度の被保護者宅の訪問回数(H30.1末現在)</p> <p>計画訪問回数 761回（前年同期730回 4.2%増） 実施訪問回数 697回（同上 761回 8.4%減） 訪問実施率 91.6%（同上 104.2% 12.6%減）</p> <p>他職種との同行訪問の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規相談ケースや困難ケースについては、必要に応じて査察指導員が同行した。 ・ 精神患者(疑われる場合も含む)については、必要に応じて当事務所及び中北保健福祉事務所の精神保健福祉相談員の同行を依頼した。 ・ 就労を指導している被保護者宅を訪問する際には、必要に応じて就労支援員が同行した。 ・ 必要に応じて町福祉担当者・保健師等の同行を依頼した。 |
| 評価・課題 | <p>評価 訪問調査活動は、年度当初に生活保護の訪問基準を基に年間訪問計画を策定し実施したが、計画に沿った訪問調査活動が実施されていない、援助方針が年1回以上見直されていないなどのケースがあった。</p> <p>各被保護者世帯の抱える問題が多岐に渡っている状況において、CWは工夫しながら精力的に訪問調査活動を実施したが、困難ケースでは訪問時間が長時間に及ぶことや被保護者世帯の不在等により、計画に沿った訪問調査が実施できないケースもあった。</p> <p>課題 事務所から遠距離にある被保護者宅の訪問では、被保護者世帯が不在の場合は再度訪問する必要があり、時間的に困難となることがある。そのため、不在時の対応方法についてはその都度検討する必要がある。</p> <p>被保護者世帯によっては、CWのみの対応では対応が困難なケースもあるため、所内の専門的知識を持った職員や関係する町の保健師等、関係機関との連携を図りながら対応しているが、解決できない場合がある。</p> <p>査察指導員は、訪問調査活動や適切な援助方針の策定が計画に沿って行われているか等の進行管理に努めているが、CWが多忙のため対応できないことがある。</p> |

| 事業名 | 地域包括ケアシステムの構築 |
|--------------|--|
| <p>経緯・目的</p> | <p><経緯> 峡南地域は県内で最も高齢化が進んでいる地域であるが、保健・医療・福祉でのサポート体制が不十分であることから、地域住民が住み慣れた住宅での生活を継続できるような「地域包括ケアシステム」を構築することが早急の課題となっている。在宅医療の支援に関しては、これまでに「峡南医療圏地域医療再生計画」に基づき、5町が事業主体となり峡南在宅医療支援センターと峡南在宅ドクターネットの運営が行われてきた。 H28.4～峡南在宅医療支援センターの機能を強化し、これまでの取組に加え、介護保険の地域支援事業として、包括的支援事業の在宅医療・介護連携の推進事業の一部を各町が委託し、連携して取り組んでいる。 各町に対しては、地域ケア会議の開催に向けて支援を行った。また、認知症対策として、郡医師会による認知症相談窓口、専門医、地域包括等と連携した支援体制づくりに取り組んできた。 第7期介護保険事業計画（H30～H32）の策定準備。（第6期計画からの地域包括ケア推進計画としての位置づけの継承と第8期、第9期を見据えた段階的取組の推進）</p> <p><目的> 地域包括ケアシステムの構築に向け、各町が第6期介護保険事業計画に位置づけている新しい総合事業、在宅医療・介護の連携、認知症の支援体制づくり等の適正な進捗管理。また、各町単独では対応が困難な事業について広域的な環境整備。併せて、地域包括ケアシステムの深化・推進のための第7期介護保険事業計画策定。 峡南在宅医療支援センターと各町の連携による在宅医療・介護連携体制の構築。 生活支援体制整備事業（協議体の設置、コーディネーターの配置）への支援。 「認知症初期集中支援チーム」の設置及び認知症地域支援推進員未配置町への支援。圏域での認知症支援体制の強化。</p> |
| <p>実績</p> | <p>各町が実施する第6期介護保険事業計画（H27～H29）に位置付けられた、新しい総合事業、在宅医療・介護の連携、認知症支援、生活支援サービス等の整備について、各町の地域ケア会議に参画し助言を行うなど、事業の進捗支援を行った。また、地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進に向け、各町の第7期介護保険事業計画（H30～H32）の策定について、健康長寿推進課と連携し、ヒアリングや情報提供等助言。</p> <p>在宅医療と介護の連携 H28.4～峡南5町が峡南在宅医療支援センターに委託して、在宅医療・介護連携推進事業を実施。事業進捗のためのセンターと各町の実務者会議に参画、助言等支援した。</p> <p>峡南地域在宅医療・介護関係者等研修会を通じて、峡南地域の入退院における医療・介護の連携ルールの作成を支援した。</p> <p>生活支援体制整備事業 協議体については、市川三郷町でH28.7に設置。他4町についても地域ケア会議を協議体として位置付ける等検討中。生活支援コーディネーターについては、市川三郷町、身延町、富士川町で配置済み。他2町についても社協に委託する等、H30.4に配置予定。</p> <p>認知症施策の推進 H29.10 峡南5町による「認知症初期集中支援チーム」が設置された。 各町で認知症地域支援推進員を配置済み。 認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を加えた、新たな峡南地域認知症支援体制構築のため、フローチャート及び役割分担表を見直し、関係者間で合意を得た。</p> |

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">評 価 ・ 課 題</p> | <p><評価> 各町の第6期介護保険事業計画に位置付けた事業の進捗支援と合わせ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた第7期介護保険事業計画の策定支援について計画どおりに進捗した。</p> <p>在宅医療・介護連携推進事業について、おおむね計画どおり進捗。特に、研修会を通して、峡南地域入退院時医療・介護の連携ルールの作成を支援した。</p> <p>生活支援体制整備事業について、協議体及びコーディネーターの設置について、設置済みあるいは、H30.4に設置予定。</p> <p>認知症初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進員の配置について、計画どおり進捗した。チームと推進員を含む、峡南地域認知症支援体制についても見直した。</p> <p><課題> 地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進を目指し、各町の第7期介護保険事業計画の進捗支援が必要。</p> <p>在宅医療・介護連携推進事業について、峡南地域の入退院における医療・介護の連携ルールの作成と効果的な活用等、広域的な医療介護連携について支援が必要である。併せて、各町、医師会等の医療関係団体、介護の関係団体、医療・介護関係者等が参画し、広域連携が必要な事項について協議する場の支援等、関係者間の調整を行い支援していく必要がある。</p> <p>生活支援体制整備協議体への参画、先進事例の情報提供など生活支援コーディネーターの活動を支援する必要がある。</p> <p>峡南在宅医療支援センターの職員体制及び事業の委託内容等について、峡南福祉保健担当課長会議、峡南在宅医療支援センター運営協議会、実務者会議等に参画する中で、円滑な事業実施に向けて、支援を継続する必要がある。</p> <p>設置された認知症初期集中支援チームが効果的に機能するよう、先進的な取組事例の収集や情報提供等により支援する必要がある。併せて、認知症地域支援推進員のスキルアップと円滑な活動への支援が必要。さらに、圏域での認知症支援体制の強化・充実に努める必要がある。</p> |
|--|--|

H29 年度 主要事業（実績）

主管課

長寿介護課

| 事業名 | 介護サービス事業者の指導監督及び各町に移管される業務等に関する支援の強化 |
|-------|---|
| 経緯・目的 | <p><経緯></p> <p>H18.4 改正介護保険法の施行を受け、H18.10.23 付けで厚生労働省老健局から新たな指針が示されたことから、H19 年度より、県が制定した指導・監査実施要綱に基づき、介護サービス事業者に対し、指導・監査を実施している。</p> <p>事業者への指導においては、適切でより良いサービスを提供できるよう、事業者を育成支援することを主眼として指導を実施している。</p> <p>H28.4 から、小規模な通所介護事業所は地域密着型サービスへと移行し、指定・指導の業務が各町に移管された。H30.4 から居宅介護支援事業所の指定・指導事務も町へ移譲予定。</p> <p>H29.4 から、介護予防給付の訪問介護、通所介護については、各町の実施する介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行。</p> <p><目的></p> <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスを提供するために遵守すべき法令の内容や各種サービス提供の取り扱いについて事業者への周知徹底。介護報酬請求の適正な執行。 ・重点項目として、非常災害対策について不十分な事業所への指導、処遇改善加算の取得促進。 <p>各町（保険者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防給付（訪問介護、通所介護）の新しい総合事業への円滑な移行。 ・各町には、県から移管された小規模通所介護事業所への指導手法及び H30.4 から権限移譲される居宅介護支援事業所の指定・指導監督業務についての技術的支援。 |
| 実績 | <p>介護サービス事業者への指導・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所に対して運営基準や報酬算定要件について、サービスごとの説明資料、共通の指摘事項集を作成し、集団指導を行った。（6月27日28日 全103事業所） ・実地指導では、基準の遵守と併せて「処遇改善加算」「非常災害対策」等、重点的・計画的な指導を実施した（7月～2月 全28事業所）。 ・介護保険制度改正及び介護報酬改定について事業者向け説明会を、健康長寿推進課及び各保健福祉事務所と連携して県内の事業所を対象に開催（3月13～15日、約1,340事業所）各町への支援 ・介護予防給付の新しい総合事業への円滑な移行について、情報提供、システム等の支援。 ・県所管の通所介護事業所の集団指導を、町に移管された小規模事業所も含め同時開催。 ・居宅介護支援事業所の指定・指導業務の移譲に向けて、各町及び峡南広域行政組合に集団指導への同席及び、実地指導への同行を求めた。併せて、県内の市町村を対象にした説明会（10月25日）を健康長寿推進課及び各保健福祉事務所と連携して開催するとともに、峡南圏地域包括支援センター担当者会議及び峡南地域介護保険広域事務研究会等において、権限移譲に伴う引継事項の伝達、条例制定への支援等を行った。 ・各町の介護台帳システムの導入について、各町への説明、システム会社への交渉等、支援し、H30.3に5町分が峡南広域行政組合に設置された。 |

| | |
|-------|--|
| 評価・課題 | <p><評価></p> <p>事業者に対して、介護報酬の適正な算定、運営基準の遵守と併せ、処遇改善加算、非常災害対策等についての指導が、計画どおりに進捗した。併せて、介護保険制度改正及び介護報酬改定について事業者向け説明会を実施した。</p> <p>各町に対して、居宅介護支援事業所の指定・指導監督業務の権限移譲に向けての準備が計画どおり進捗した。併せて、介護台帳システムについて、5町分を峡南広域行政組合に設置することができた。</p> <p><課題></p> <p>改正された介護保険制度及び改定された介護報酬が適切に算定されるよう、事業者の指導を徹底していく必要がある。</p> <p>H30.4に県から町に権限移譲される居宅介護支援事業所の指定・指導監督業務について、集団指導の同時開催や、実地指導に同行する等、町への支援を継続していく必要がある。</p> |
|-------|--|

| H29 年度 主要事業（実績） | | 担当課 | 衛生課 |
|-----------------|--|-----|-----|
| 事業名 | 食品による事故の防止および食品の安全性確保の充実 | | |
| 経緯・目的 | <p><経緯> 食生活環境（生産、流通、消費）の多様化により、食品の安全性を確保するためには、様々な危害要因を考慮し対応を行う必要がある。このため県では毎年「山梨県食品監視指導計画」を策定し、食品による事故の防止、安全確保の取り組みを行っている。 平成 28 年は、管内において食中毒の発生はなかったが、県内では 7 件（ノロウイルス 2 件、アニサキス 2 件、カンピロバクター 2 件、ウエルシュ菌 1 件）発生がみられた。</p> <p><目的> 特にノロウイルス対策を中心に食品等事業者に対する衛生指導を実施するとともに、学校や福祉施設などの集団給食施設などに対して大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理の徹底を図り、食中毒の発生を未然に防止する。 また、平成 27 年 4 月改正の県食品衛生法施行条例に基づく HACCP（食品の安全性に係る危害分析・重要管理点方式）による自主衛生管理手法について、食品営業事業者に周知・導入を図っていく。 平成 26 年 8 月に早川町、平成 29 年 3 月には富士川町に野生鳥獣肉（ジビエ）の処理施設が完成し、野生鳥獣肉活用の広がりが見られるなか、ジビエによる人への健康被害防止対策として事業者の自主衛生管理に向けた取り組みへの助言指導を行う。</p> | | |
| 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品営業者等の監視指導 立入調査 199 件、集中監視等一斉監視 22 件、研修会等の開催 5 回 ・集団給食施設（許可不要な施設）の監視指導 立入調査 86 件、研修会等の開催 10 回 ・食品衛生月間 H29.8.2 セルバみのぶ店において消費者を対象とした街頭キャンペーンを実施 ・HACCP 衛生管理に関する届出 1 件 ・ジビエによる人への健康被害防止対策 枝肉拭き取り検査 2 回、調査研究発表 1 回、厚生労働省研究班への参加 1 回 | | |
| 評価・課題 | <p><評価> 学校や福祉施設などの集団給食施設などに対して、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理の徹底を行い、食中毒の発生防止及び感染拡大防止を図ることができた。 HACCP（食品の安全性に係る危害分析・重要管理点方式）に基づく衛生管理方法について、講習会等において説明を行うとともにチラシを活用した普及啓発を行うことができた。 ジビエについて、事業者が求める自主衛生管理の方法として、HACCP を導入することができ、「やまなしジビエ認証制度」登録第 1 号となった。</p> <p><課題> HACCP について、各事業者に取り組むべき内容をわかりやすく理解して貰うことが必要であり、具体的な例示や説明パンフレットなどを用いた丁寧な指導を行っていくことが必要であるが、事業者に対する個別の説明に長時間費やされることが想定される。 消費者を対象にした食品衛生の普及啓発内容について、より効果が見込まれる方法を検討する必要がある。</p> | | |

H29 年度 主要事業（実績）

担当課

衛生課

| 事業名 | 生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による健康被害の未然防止 |
|-------|--|
| 経緯・目的 | <p><経緯> 旅館、公衆浴場、理容所及び美容所等の生活衛生関係営業は、住民の日常生活に不可欠なサービスを提供し、住民生活の質の向上に重要な役割を担っている。 このため、住民生活に密接に関係しているこれら生活衛生関係の衛生水準の維持向上を図るため施設監視を実施し、健康被害の発生防止に努めている。</p> <p><目的> 「民泊」について、平成29年3月に住宅宿泊事業法（案）が閣議決定され今年度中に法案が成立する予定であることから、管内の民泊状況を確認し現状の規制に基づく指導を行うとともに、成立後の速やかな対応のため法案内容などについて情報収集に努める。 入浴施設を原因とするレジオネラ症患者の発生は大幅に増加しており、これら施設に対し「山梨県レジオネラ症発生防止対策指針」に基づく衛生指導を実施し、事業者の自主管理体制の推進を図る必要がある。 理・美容施設の衛生確保を図るとともに、「まつげエクステンション」等による健康被害が報告されていることから、被害情報などを管内美容所などへの情報提供を行い、被害発生を未然防止する必要がある。</p> |
| 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・民泊対策 民泊相談指導施設数（富士川町内2件、身延町内1件、早川町内1件） ・入浴施設におけるレジオネラ対策 公衆浴場立入調査16件、旅館等立入調査17件、レジオネラ発生防止講習会の開催1回 ・理・美容所の衛生確保及びまつげエクステンション対策 美容所立入調査3件、理容所立入調査2件 |
| 評価・課題 | <p><評価> 管内における民泊状況を確認し、現状では旅館業法に基づく営業許可を取得するよう指導を行うことができた。 入浴施設への立入調査を実施し、「山梨県レジオネラ症発生防止対策指針」に基づく自主衛生管理の徹底について指導を行うことができた。また、入浴施設の衛生管理方法等について施設の管理者並びに施設の営業者に対して講習会を開催し周知を図ることができた。 理容所、美容所においては、施設の衛生管理、器具等の消毒方法を確認するとともに、美容所における「まつげエクステンション」の実施の有無および資格者による施術の確認を行い、健康被害の発生防止に努めることができた。</p> <p><課題> 管内入浴施設の泉質により、遊離残留塩素による水質管理が困難な施設がいくつか見られるため、衛生環境研究所と協力し、遊離残留塩素以外による浴槽水の水質管理方法についての情報収集に努める必要がある。 美容師としての資格があっても、まつげに関する知識や技術的な訓練を受けていなければ危害を生じやすいため、まつげエクステに関する知識や技術向上に関する取組が必要である。</p> |

H29年度 主要事業（実績）

担当課

衛生課

| 事業名 | 薬物乱用防止対策 |
|--------------|--|
| <p>経緯・目的</p> | <p><経緯> 元プロ野球選手による薬物乱用事件や「大麻栽培で町おこし」「大麻は危ない薬物ではない」などの誘い文句で、大麻栽培や大麻使用を推奨する事例が全国各地で発生した。 薬物犯罪者の取り調べを何件も担当した元刑事によると、こうした薬物乱用者は低年齢化がみられ、薬物乱用を始めるきっかけとして「一回使うくらいなら」「痩せられる」「眠気覚まし」等の他に、特に若年層では、就職や進学などの悩みを抱えた学生が「好奇心」、「はずみ」といった明確な使用目的がない動機が増加している。 このため、啓発活動の「ダメ、ゼッタイ」普及運動や学校教育等の場での薬物乱用防止活動を実施し、薬物乱用防止対策を図っている。</p> <p><目的> 峡南保健所管内には17名の薬物乱用防止指導員が委嘱されていることや、警察や保護司などとの連携を図り、地域に根ざした薬物乱用防止活動を展開した普及活動に努めていく必要がある。</p> |
| <p>実績</p> | <p>管内薬物乱用防止指導員、保護司などとの連絡調整 管内薬物乱用防止指導員協議会の開催・・・5月26日（金） 管内薬物乱用防止指導員研修会の開催・・・12月8日（金） 管内小中学校、高校性を対象に薬物乱用防止教室の開催 増穂商業薬物乱用防止教室・・・7月10日（月） 市川中学校3年生薬物乱用防止教室・・・11月2日（木） 六郷中学校3年生薬物乱用防止教室・・・3月1日（木）</p> <p>6・26ヤング街頭キャンペーンの開催・・・6月24日（土）</p> |
| <p>評価・課題</p> | <p><評価> 薬物乱用を許さない地域環境作りのため、管内薬物乱用防止指導員協議会を開催し、指導員、警察、町担当と活動内容を協議し連携を図ることができた。 薬物乱用防止指導員活動の推進を図るため、研修会を開催して指導員の自己研鑽を行うことができた。 若年層を対象にした薬物乱用防止対策として、中高生を対象にした薬物乱用防止教室やヤング街頭キャンペーン等により薬物乱用の恐ろしさについての正しい知識についての普及啓発を行うことができた。</p> <p><課題> 薬物乱用防止教室の開催にあたり、対象となる小・中・高校に対して保健所出前講座による申し込みについて周知を行う必要がある。</p> |

| H29年度 主要事業（実績） | | 担当課 | 地域保健課 |
|----------------|--|-----|-------|
| 事業名 | 災害時医療体制の充実 | | |
| 経緯・目的 | <p><経緯> 峡南地域は、大規模災害発生時に孤立する可能性のある集落が存在し、県内で最も高齢化が進行している地域でもあることから、平時から町や関係機関と密接な連携を図り、災害発生時の迅速な初動対応ができるよう、H21年度から峡南地域独自で管内医療機関を初めとする関係機関が参加した医療救護訓練をしている。</p> <p>H26年度からは県医務課主催の全保健所同一日の情報伝達訓練に併せ各種訓練を実施しているが、H27年度は併せて市川三郷町での医療救護所設置訓練及びDMAT隊によるトリアージ研修会を開催。平成28年度は、例年の医務課主催の大規模災害時情報伝達訓練に加え、内閣府主催の大規模地震時医療活動訓練と県防災危機管理課主催の山梨県地震防災訓練にも参加し、地区医師会との連携の確認と、より実践にむけた課題の検証を行うことができた。</p> <p><目的> 大規模災害発生時における所内の初動体制及び関係機関との連携体制を強化し、対応力の強化・充実を図る。</p> | | |
| 実績 | <p>所内職員を対象とした研修会の実施 E M I S（広域災害・救急医療情報システム）操作研修会の開催（年4回） 衛星携帯電話操作研修会の開催（年4回）</p> <p>○大規模災害を想定した医療救護訓練準備及び実動訓練 所内プロジェクトチーム会議の開催（年4回） ・各課代表職員による所内プロジェクトチームの設置 ・地域医療救護対策本部に関する研修 ・大規模災害時情報伝達訓練の課題検証と来年度訓練の方向性の確認 大規模災害時情報伝達訓練事前担当者会議の開催（H29年12月21日） ・訓練内容説明及び情報交換 ・衛星携帯電話及びE M I S操作マニュアルの提供と早期研修の勧奨 関係機関を対象とした事前E M I S操作訓練の実施 ・H30年1月15日～1月19日 大規模災害時情報伝達訓練の実施（H30年1月26日） ・県医務課、衛生薬務課、各保健福祉事務所一斉訓練 県医務課の都合により訓練は例年より大幅に遅れての実施となった。 ・各班による実動訓練（E M I Sによる関係機関の被災状況把握、クロノロ作成、医療救護班応援要請による出勤調整・要請、医薬品要請供給状況報告等）</p> <p><H29年度の新たな取り組み> ・ICS（インシデント・コマンド・システム）に基づく地区医療救護対策本部の設置（庶務調整担当、医療救護担当、薬務担当の編成による実動訓練） ・地区医療救護対策本部運営のためのアクションカード作成及び検証 ・県総合防災情報システムによる被害状況の把握、報告 ・日本透析協会災害時情報ネットワークを活用した情報伝達訓練の実施 ・衛星携帯電話を実際に使用した訓練の実施 ・峡南消防本部（司令室）の参加 大規模災害時情報伝達訓練事後担当者会議の開催（H30年2月7日） ・訓練実施状況の情報交換、訓練の評価及び課題の検証</p> | | |

| | |
|--------------|--|
| <p>実績</p> | <p>○医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会への支援 富士川町が実施した医療救護所設置訓練への支援 ・医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会の実施（H30年2月24日） ・町への資料提供、助言、訓練事前会議への参加 ・管内他町への訓練実施紹介、見学勸奨 富士川町、南巨摩郡医師会北部班、富士川病院による災害時協定締結への支援 ・協定書作成への助言 管内町への医療救護所設置マニュアルに関する情報の提供</p> <p>携帯型デジタルトランシーバーの整備 ・山間部であり、また、大規模災害発生時には孤立集落が多数発生する可能性の高い峡南地域の特性を踏まえ、衛星携帯電話の使用が不可能な状況を想定し、携帯型デジタルトランシーバーを整備することにより通信手段を確保した。</p> <p>医療救護対策本部代替設置場所の検討 ・洪水ハザードマップ等による被災想定を踏まえ、代替設置場所候補を選定し、各場所のメリット、デメリットをまとめた。</p> |
| <p>評価・課題</p> | <p><評価> 【所内研修会・プロジェクトチーム会議】 ○ 当所は職員数が他保健所と比べ少ないことから、保健所職員に限らず全職員に向け研修を実施している。今年度も年間を通じて職員に情報伝達ツール（E M I S、衛星携帯電話）の操作研修を実施したことで、すべての職員が操作方法、設置方法を理解できたことは、所内の初動体制の強化につながった。 また、プロジェクトチームを設置し実際に訓練に参加することで、地区医療救護対策本部の役割や災害時の実働の理解につながった。 しかし、会議や訓練への参加がプロジェクトチーム員に限られることから、今後はより多くの職員が訓練に参加する中で理解を深めていくことが必要になる。</p> <p>【大規模災害時情報伝達訓練】 ○ 昨年度、課題として出された衛星携帯電話の設置場所の不具合については、実際に関係機関が衛星携帯電話を使用し訓練を実施することで解決が図れた。 もうひとつの医療救護班の派遣連絡の確実な方法については、改善策を図り事前会議で周知は図れた。しかし、訓練当日には確実な連絡体制がとれなかったことから、当所の医療救護対策本部のアクションカードの改善につながった。 また、昨年度から要望されている様式の修正については、県下統一での改善が必要となるため医務課への要望事項として担当者会議において挙げていく必要がある。</p> <p>○ 大規模災害発生時には、登庁可能な職員が医療救護対策本部を運営しなければならないことから、今年度は、地区医療救護対策本部運営のためのアクションカードを作成し、誰がどの担当になっても動けるよう工夫した。訓練当日は若干の混乱はあったが初めてにしてはアクションカードに基づき担当の役割を果たすことができた。 次年度は、プロジェクトチーム会議において整理された課題点に基づきアクションカードの見直し、修正を行う必要がある。</p> <p>○ 医務課が想定した被害想定をもとに県下の保健所や福祉保健部関係課が一斉に訓練を実施するが、実際には、各保健所間での応援体制の調整や他県の応援を含むD M A T 隊派遣の調整など訓練内容に含まれていない。 H26から県下一斉訓練を始め4年が経過していることから、一歩進んだ訓練内容の検討を行う必要がある。</p> |

【医療救護所設置訓練、トリアージ研修会】

- 富士川町、南巨摩郡医師会北部班、富士川病院の災害時協定の締結及び3者を中心に関係機関と連携した医療救護設置訓練、トリアージ研修会は、管内としては初めての取組みであり、管内他町への良い手本となった。訓練当日は、市川三郷町、南部町、早川町が見学に来ていた。
- 医療救護所設置訓練を医師会と一緒に行うことで災害時の各機関の役割の理解や連携体制の強化につながっていくことが実感できた。訓練当日の医師会医師の参加は6人。
- 富士川町に対し、研修での知識や過去の訓練経験に基づく助言を行うことができた。
- 医療救護所設置に向けた支援としては、今年度は、参考となるマニュアルの提示を行った。
 今後は、管内での過去の医療救護所設置訓練の検証を行うなど関係者による情報共有を図りながら医療救護所運営マニュアルの作成及び備品、医療機材等の確保等整備を進めることが必要である。

<課題>

- 所内の初動体制強化のために、より多くの職員がプロジェクトチームに加わる必要がある。
- プロジェクトチーム会議で整理された課題に基づく地区医療救護対策本部アクションカードの修正が必要。
- 大規模災害時情報伝達訓練における様式の修正、全県一体型の訓練内容(被害想定に基づく県内の医療救護班応援要請・調整、DMAT派遣要請・調整を含む)の検討を行う必要がある。
- 次年度から大規模災害時情報伝達訓練において、参加可能な機関の間でデジタルトランシーバーによる情報伝達訓練を実施できるよう検討を進めることが必要。
- 医療救護所設置訓練の実施を町に働きかけ、災害時の医療救護所・医療救護班における地区医師会を初めとする関係機関の役割の理解や連携体制の強化を図っていくことが必要。
 また、専門機関(DMAT隊、消防等)によるトリアージ研修会を開催することで管内の医療救護活動のスキルアップを図る必要がある。
- 管内の過去の医療救護所設置訓練の情報交換や検証を関係者で行い、今後、医療救護所運営マニュアルの作成及び備品、医療機材等の確保等整備を進めることが必要である。
- 医療救護対策本部設置予定施設の倒壊・水没を想定し、代替設置場所の検討も進める必要がある。

| 事業名 | 在宅医療の推進 |
|-------|--|
| 経緯・目的 | <p><経緯> 平成21年11月「峡南医療圏地域医療再生計画」を策定し、峡南地域医療連携協議会及び専門4部会を設置した。このうち在宅医療支援部会で在宅医療のモデル地区をめざし推進を図った。平成23年4月、峡南在宅医療支援センターを設置し、医療機関の協力を得て峡南在宅ドクターネットを開始し、複数の医師が連携して在宅医療を支える体制を整えた。</p> <p>平成26年3月地域医療再生計画終了に伴い、同年4月在宅医療支援センターは、5町と県が事業主体となり飯富病院に運営管理を委託。平成26年12月からコンパスのサーバーを活用し、峡南地域在宅患者情報共有システム（コメント）試行運用開始、平成27年4月本運用開始。平成28年度からは、これまでのセンター事業に町の在宅医療介護連携推進事業を加え委託するかたちで5町による委託運営を行っている。</p> <p><目的> 高齢化、過疎化の進行に伴い増大する在宅医療のニーズに対応し、峡南地域の住民が住み慣れた場所で安心して在宅療養を送れるよう、在宅医療の拠点となる峡南在宅医療支援センターの運用推進を支援する。</p> |
| 実績 | <p>所内関係各課、管内5町をはじめとする関係機関と連携し、在宅医療推進事業や実務者会議への参加、峡南地域在宅患者情報共有システム（コメント）研修会の開催、活用促進に向けた取り組みを行い、峡南在宅医療支援センターの運営を支援した。</p> <p>峡南在宅医療支援センターの運営支援 峡南在宅医療支援センター事業企画・運営への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務者会議への参画（年10回） ・峡南北部在宅医療・介護情報交換会企画委員会議への参画（年1回） ・峡南北部在宅医療・介護情報交換会への参加（年3回） ・早川町・身延町地域顔の見える関係づくりの会への参加（年1回） ・在宅医療・介護関係者研修会（退院支援ルール作成）への参加（年2回） <p>峡南地域在宅患者情報共有システム（コメント）の活用促進に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・峡南在宅医療支援センターとの打ち合わせ（年3回） ・コメント活用をテーマにした研修会の企画、開催（中部地区1回） ・中部地域でのコメント無償試行期間設定による活用促進 ・関係機関（診療所、介護支援事業所、訪問看護St等）への個別訪問による活用依頼 ・介護支援専門員を対象とした出前講座時のPR活動 ・センター実務者会議での町（地域包括支援センター）の活用方針の確認 <p>峡南地域患者情報共有システム（コンパス）の動きに合わせた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパス事務局を交えた打ち合わせ（年1回） ・コンパス運営協議会（H30.2.23開催）への参加（年1回） <p>コンパスは、平成30年度末をもって運用停止、31年度中に中間サーバーを撤去。その後5年間はサーバー及び各病院のコンパス関連機器を保存したのち、平成36年度に中間サーバー及び各病院のコンパス関連機器を処分することが、平成29年度コンパス運営協議会で承認された。</p> <p>所内関係各課と連携した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内在宅医療・ケア推進会議での情報共有とセンター支援に向けた検討（年4回） |

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">評 価 ・ 課 題</p> | <p><評価> コメット活用促進のため、中部地区における研修会の開催、無償試行期間の設定及び各関係機関への個別訪問による依頼を実施したところ、新規利用チーム数は6件となった。平成29年12月末での平成29年度の利用状況は、新規6チーム、終了4チームで、利用チームは24チームとなっている。 平成29年度のコンパス運営協議会において、平成30年度末でのコンパス運用停止が承認されたことから、コンパスのサーバーを活用しているコメットの運用継続は困難な状況となるため、今後の運用について検討が必要になる。 峡南在宅ドクターネットの登録医療機関数は29で、ここ数年の増加はない。ドクターネット事業は、訪問診療を行ってくれるかかりつけ医(主治医)のいない住民に紹介するシステムであるが、峡南在宅医療支援センターの相談件数自体が年間18件(平成28年度実績)と少ない状況が続いている。</p> <p><課題> コメットの評価、運用又は処分の検討及び新たな在宅患者情報共有システム導入の検討を、峡南在宅医療支援センター及び5町と行っていく必要がある。 ドクターネット事業の活用促進について、峡南在宅医療支援センター及び5町と検討する必要がある。</p> |
|--|--|

H29年度 主要事業（実績）

担当課

地域保健課

| 事業名 | いのちのセーフティネット体制の推進強化 |
|--------------|--|
| <p>経緯・目的</p> | <p><経緯> 当管内の自殺者数は、全国データと同様10年前と比較して減少傾向ではあるが、人口10万対の自殺率は27.9と県平均の22.2を上回っている状況である。当管内の自殺者の8割が男性で、50、60歳代の働き盛りの年代が最も多く、県・国データとの比較では80歳代の高齢者の自殺者割合も高い状況である。 対策として、平成21年度から、「峡南地域セーフティネット連絡会議」開催し、対策にあたる関係者の、顔の見える関係づくりを目指し、情報の共有と連携の強化を図っている。 また、働き盛り世代と高齢者世代に自殺者が多いことから、働き盛りのメンタルヘルスの推進と、高齢者在宅支援関係者の人材育成を目的に、出張メンタルヘルス講座や自殺関連問題対応力向上研修会等を実施してきた。</p> <p><目的> 住民の心の健康の保持・増進を図り、管内の自殺者数を減らすために、各関係機関との連携強化・情報共有を進める。 地域商工会、労働基準監督署等関係機関と連携を図り、働き盛り世代のメンタルヘルスの向上を図る。 県自殺防止センターが実施するモデル事業「高齢者見守り体制整備事業」に対する技術支援を行い、高齢者の見守り体制の構築を目指す。</p> |
| <p>実績</p> | <p>地域セーフティネット連絡会議の開催 ・平成29年10月18日開催 ・参加者：管内保健医療福祉関係者、消防、警察、教育関係者等19人 ・内容：国・県の自殺予防対策、峡南地域の自殺の現状と関係機関の取り組みについて 管内精神保健福祉担当者会議の開催 ・県の自殺対策推進計画に基づく取り組みの確認 ・各町が策定する自殺対策推進計画への資料提供及び伝達研修 出張メンタルヘルス講座の実施 精神科医・保健所職員による出前形式のメンタルヘルス講座を実施 ・開催回数：9回 ・開催事業所等：町等5、介護事業所1、住民団体3 ・参加者数：386人 自殺防止センターモデル事業「高齢者見守り体制整備事業」への支援 ・市川三郷町をモデル町に選定 ・事業企画、打ち合わせ 年7回実施 ・町民生委員役員会への事業説明 1回（平成29年9月5日実施） ・ゲートキーパー対応力向上研修 1回（平成29年12月14日開催） ・町職員支援力向上研修 1回（平成30年2月15日開催） ・実際の声かけが円滑に行えるよう、高齢者への声かけ手順を掲載した「ゲートキーパーの手引き」の作成を行い、研修に用いた。</p> |
| <p>評価・課題</p> | <p><評価> セーフティネット連絡会議の開催により、各関係機関が自殺予防に関心と役割意識を持つことができ、各々の活動が活発化している。 今年度は担当者会議において、各町が策定する自殺対策推進計画への支援として、県の自殺対策推進計画に基づく取り組みの共有と町計画策定に向けた伝達研修を実施することができた。来年度以降は、各町で計画が策定できるよう支援を行う必要がある。</p> |

評価・課題

働き盛り世代のメンタルヘルス対策を進めるために、商工会、基準監督署等との連携によりメンタルヘルス講座の開催や機関紙等を利用した情報提供等、民間事業所への働きかけが必要である。

一方、介護事業所や住民団体が関心を高めてくれていることは、高齢者の自殺予防につなげていくことができるため、継続して実施していくことが必要である。

高齢者見守り体制事業においては、管内でも高齢者の自殺率が高い市川三郷町をモデル町に選定し、見守り側の民生委員（ゲートキーパー）と受入側の町職員を対象とした研修会の実施を行うところまで進められた。また、実際の活動時に使用するための「ゲートキーパーの手引き」を作成することもできた。

今後は、事業の対象者の選定や活動方法などの詳細を検討し、見守り体制を整備していく段階を引き続き支援していく。

また、市川三郷町の取り組みを管内各町へ紹介するとともに、他町でも高齢者見守り体制整備に向けた取り組みができるよう働きかけを行っていく必要がある。

自殺予防の役割を担える人材（ゲートキーパー）の養成を各町が行えるよう、保健所において担当者に向けた技術力向上の研修会開催を予定していたが、今年度は開催することができなかったが、次年度は研修会を開催し、各町の担当者の技術力を上げていくことが必要である。

<課題>

商工会、基準監督署等との連携により、メンタルヘルス講座の開催や機関紙等を利用した情報提供等、民間事業所への働きかけを行い、働き盛り世代のメンタルヘルス対策を進めることが必要である。

各町において自殺対策推進計画の策定及びゲートキーパー養成研修が開催できるよう、各町担当者に対する支援を行っていく必要がある。

市川三郷町で実施した高齢者見守り体制整備事業へ継続支援により体制を確立するとともに、管内の他町が同様に高齢者見守り体制整備に向けた取り組みができるよう働きかけを行い、高齢者の自殺率の減少を図ることが必要である。

H29年度 主要事業（実績）

主管課

健康支援課

| 事業名 | 在宅医療広域連携等推進事業 |
|-------|--|
| 経緯・目的 | <p><経緯> 平成25年度から県では、住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられる社会の実現に向け、在宅医療の推進を図ることを目的とし、在宅医療推進事業に取り組んでいる。平成26年度には、峡南地域医療連携協議会の在宅医療支援部会を引き継ぎ、峡南地域保健医療推進委員会の専門委員会の位置づけで、多職種が協議・連携する場（峡南地域在宅療養者支援のための多職種連絡会議）を設置。平成27年度は、会議における多職種での協議や多職種人材育成研修会、住民への普及啓発事業を実施した。平成28年度からは、地域包括ケアシステムの構築に向け在宅医療の充実・強化を図るため、在宅医療・介護連携推進事業の主たる担い手を市町村と位置付け、市町村と医療関係との連携支援や広域連携・調整、人材育成の役割を担っている。</p> <p><目的> 在宅療養を希望する人や家族を支援していくため、保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供する協体制の構築を目的としている。</p> |
| 実績 | <p>在宅療養者支援のための多職種連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 平成29年7月12日（水） 19:00～20:30 南巨摩合同庁舎 参加者 33人 委員23人 事務局8人 ぶざーバ-2人 ・第2回 平成29年12月18日（月）19:00～20:30 南巨摩合同庁舎 参加者 30人 委員20人 事務局10人 （看護大学実習生見学 5人） ・第3回 平成30年2月15日（木）19:00～20:30 南巨摩合同庁舎 参加者 32人 委員21人 事務局10人 ぶざーバ-1人 <p>在宅医療多職種人材育成研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回：平成29年10月5日（木）19:00～21:15 富士川町民会館 参加者110名 共催：在宅療養者支援のための多職種連絡会議 テーマ：「その人らしい生き方を支えるために ～ 峡南地域の課題に対応した在宅療養の推進～」 内容：事例検討会 事例提供 事例1 「一人暮らしのがん療養者が望む 生活と在宅医療を支える」 長田在宅クリニック 院長 長田忠大 医師 ますほ訪問看護ステーション 所長 石井啓子 氏 事例2 「医療資源が少ない地域での多職種連携」 南部町医療センター 所長 市川万邦 医師 ネオライフとみざわ 管理者 小泉まゆみ 氏 <p>グループワーク 意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回：平成29年12月18日（月）19:00～20:30 南巨摩合同庁舎 参加者 30人 （在宅療養者支援のための多職種連絡会議と同日開催） 内容：事例検討会 事例提供 市川メディカルクリニック院長 西尾徹医師 |

| | |
|-------|--|
| 実績 | <p>「峡南地域在宅医療・介護の手引き」普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分の望む生活を送るために」一般、関係者に普及。 ・配布部数 500枚 ・峡南保健福祉事務所ホームページに掲載 |
| 評価・課題 | <p><評価></p> <p>多職種連絡会議では、在宅療養を希望する人や家族を支援していくため、保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供する協力体制の構築をすすめてきた。管内の在宅療養者支援の核となる関係者で、協力体制について「峡南地域で在宅療養を安心・安全に送るための多職種連携の心がけ」を確認・共有し資料としてまとめた。</p> <p>多職種人材育成事業から、関係者の連携意識の高まりがうかがえる。また、在宅療養に関する研修会に対するニーズも確認された。事例検討を通し、どの職種がどんなタイミングで関わり在宅療養を進めることが出来たのか振り返ることで、多職種連携におけるそれぞれの役割を再認識することができた。</p> <p>事業の継続により、峡南地域における多職種連携意識のベースは整いつつある。</p> <p>多職種連絡会議の委員を対象にした「顔の見える連携」に関する調査結果では、「地域の相談できるネットワークがある」は81%と最も高く、「地域の関係者の名前と顔・考え方が解る」が52.4%と最も低かった。</p> <p>峡南在宅医療支援センターが作成した「峡南地域医療介護情報」の活用を図ることで施設の理念や方針、関わっている人の考え方など今後理解が深められるものとする。</p> <p>「退院前カンファレンスなど病院と地域の連携が良い」が60%の回答だった。退院する患者について急に容体が変わったときの対応や連絡先を決めておくなど退院前カンファレンスでの多職種での共有事項など明確にしていくことが必要であることが明らかになった。</p> <p><課題></p> <p>退院する患者について急に容体が変わったときの対応や連絡先を確認しておくなど退院前カンファレンスでの多職種間の共有事項など明確にしていくことが必要である。</p> <p>管内でも職能団体による協議・研修の場や、身近な地域での多職種連携の場が設けられてきている。同様の事業については、目的や対象を精査し、連携や役割分担に基づいた事業展開が必要である。</p> |

H29年度 主要事業（実績）

主管課

健康支援課

| 事業名 | 生活習慣病予防対策 |
|-------|---|
| 経緯・目的 | <p><経緯> かねてから特定健診結果でHbA1c 有所見者率が高いこと、運動習慣の無い者の割合が高いこと、若年者の介護保険申請が増加しているということが管内で共有化されており、生涯を通じての健康づくりを検討する場として、平成25年度に「峡南生涯健康づくりプロジェクト」を立ち上げ、5町の母子・成人・介護保険担当者の代表と保健所職員とがチームをつくり、課題の整理、取り組みの検討を行ってきた。平成27年度は、峡南地域の健康課題の全体像についてライフサイクルに沿ったつながりが認識できるような、啓発用資料（リーフレット）を作成した。</p> <p>また、平成28年度地域・職域保健連携推進協議会では、「働き盛りの健康意識を高め、健康づくりの取り組みをすすめるために」をテーマに、運動習慣定着へ向けて意見交換しながら、相互乗り入れの可能な運動の動機付けとなる運動施設マップを作成した。</p> <p><目的> 管内のそれぞれの部署が生活習慣病予防について課題を共有し連携して対策を行える仕組みをつくり、地域住民の健康寿命の延伸を図る。</p> |
| 実績 | <p>地域・職域保健連携推進協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 平成29年8月17日（木）15:00～16:30 南巨摩合同庁舎 参加者 委員15名、オブザーバー6名、事務局4名 計25名 <p>話題提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 「H27,28年度協議会の活動実績とH29年度取組予定」 峡南保健所 高野 さは子 「各所属における運動施設マップの活用と運動の機会や取組」 峡南保健所 山下 ますみ 「なんぶ健康会議について」 南部町役場 遠藤 良彦 「データヘルス計画に基づく健康づくりについて」 国民健康保険団体連合会 八巻 淳司 <ul style="list-style-type: none"> ・第2回 平成30年2月22日（木）15:00～16:30 南巨摩合同庁舎 参加者 委員16名、オブザーバー3名、事務局4名 計23名 <p>話題提供者</p> <ul style="list-style-type: none"> 「峡南管内における健康課題の現状」 峡南保健所 山下 ますみ 「身延町での新たな個別支援体制～腎機能低下予防フォローアップ事業」 身延町役場 堀内美保 <p>グループワーク 意見交換</p> <p>慢性腎臓病講習会 平成30年3月22日（木）14:00～16:00 南巨摩合同庁舎 CKDと上手につきあうには～自分のできることを考えよう～ 講師 原口内科・腎クリニック院長 原口和貴医師</p> |

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">実 績</p> | <p>母子保健推進会議</p> <p>目的 峡南地域の子どもの肥満や生活習慣の現状と課題について共有し、地域保健と学校保健の連携の重要性を理解し、強化することを目的に開催</p> <p>日時 平成30年1月18日(木)14時～16時</p> <p>参加 人</p> <p>内容 1) H28年度母子保健推進会議の振り返り 2) 母子保健事業報告等からみた管内の母子保健の指標について 3) 実践報告 「子どもの成長と生活習慣の課題」 講師 身延清稜小学校 養護教諭 有野久美先生</p> <p>4) 意見交換 実践報告を聞いて子どもの生活習慣の課題についての感想、意見 今後自組織において自分たちが実践できることは何か</p> <p>5) まとめ</p> <p>峡南生涯健康づくりプロジェクト</p> <p>糖尿病予防・糖尿病重症化予防を峡南地域の課題として、ライフサイクルごとの分野(母子保健、成人保健、介護保険)が連携して生涯を通じた健康づくり推進に取り組む。H28年度末でプロジェクト会議は一旦終了し、各担当者会議を開催している。</p> <p>1) 拡大討議(2月峡南保健所管内保健師定例研究会)参加者 27名 平成30年 2月7日(水)9:00～11:30 身延町 中富すこやかセンター</p> <p>2) 「母子保健担当者会議」「生活習慣病担当者会議」「介護保険担当者会議」での検討</p> |
| <p style="text-align: center;">評 価 ・ 課 題</p> | <p><評価></p> <p>地域・職域連携推進協議会において、特定健診結果でHbA1c 有所見者率が高いこと、糖尿病の重症化予防や慢性腎臓病予防に取り組む必要性があることから平成29年度は慢性腎臓病(CKD)に特化した取組を進めてきた。委員が所属する機関での取組事例について情報交換することで、協働して出来ることなどが話し合われた。</p> <p>また、運動習慣の無い者の割合が高い地域であることから、運動施設マップの活用と運動の機会や取組について情報共有してきた。</p> <p>健やか山梨21の指標にはたばこ対策やメンタルヘルス対策についての取組が位置付いているが、CKDへの取組を優先させたため、普及啓発が先送りとなった。</p> <p>母子保健推進会議において、峡南地域の子どもの肥満や生活習慣の現状と課題について共有することが出来た。また、地域保健と学校保健の連携が必要であることを確認した。</p> <p><課題></p> <p>地域保健と職域保健の連携・協働により、県協議会の方向性をふまえて生活習慣病予防・重症化予防対策等についての継続した取り組みが必要である。</p> <p>峡南保健所管内の各町、事業所の特定健診・保健指導の受診率など現状把握を行い、委員との課題共有も推進していく必要がある。</p> <p>国保データベースを活用して、生活習慣病等の課題を再評価する必要がある。</p> |

H29年度 主要事業（実績）

主管課

健康支援課

| 事業名 | 難病患者の支援体制の整備 |
|-------|---|
| 経緯・目的 | <p><経緯> 平成27年1月から「難病法」が施行され、難病の患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図っていくこととされた。指定難病の疾患は施行前56から306となった。 また、小児慢性特定疾病対策の充実を目指すものとして、児童福祉法が平成27年1月から改正され、施行前11疾患群514疾病から、14疾患群・704疾病に拡大。平成29年4月から新たに指定難病を24疾患、小児慢性特定疾病を18疾患追加助成し、指定難病は330疾患に、小児慢性特定疾病は722疾患となった。</p> <p><目的> 医療費助成の申請受理、患者及び家族の療養生活など相談・支援や、支援ネットワークの構築、災害時を想定した平時の準備</p> |
| 実績 | <p>医療費助成の申請受理（受給者数、申請件数は、平成30年1月末現在）</p> <p>1）指定難病医療給付（受給者数 283名） ・新規申請 55件 ・更新申請 301件 ・軽症特例 5件 ・高額かつ長期 8件 ・記載事項変更申請 79件 ・再交付申請 4件 ・資格喪失届 22件 ・療養費請求 19件</p> <p>2）小児慢性特定疾病医療給付（受給者数 33名） ・新規申請 2件 ・更新申請 33件 ・重症申請 12件 ・記載事項変更申請 13件 ・再交付申請 1件 ・資格喪失届 2件 ・療養費請求 0件</p> <p>患者及び家族の療養生活など相談・支援や、支援ネットワークの構築</p> <p>1）難病患者地域支援対策推進事業 在宅支援計画策定・評価事業 ・難病カンファレンス 32件 訪問相談員育成事業 0件 医療相談事業 ・更新手続きに伴う医療相談 26件 ・ピア相談会（パーキンソン病、膠原病について実施） 1回 4件 ・難病患者・家族の交流会 1回 6件 ・難病医療相談会（他保健所と難病相談支援センターと協同開催）管内患者相談数1件 訪問相談・指導事業 1回 1件</p> <p>2）小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 ・母子（小児慢性特定疾病）カンファレンス 2件 ・学習会・つどい 2回 6件</p> |

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">実 績</p> | <p>災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新時に併せ、災害時の避難行動についてアンケート調査をし、対象者の把握に務めた。 指定難病 323人にアンケート発送し、190人から回収。回収率は58.8%。 小児慢性特定疾病 33人にアンケート発送し、31人から回収。回収率は93.9%。 ・更新手続きの書類郵送に併せて、災害への備えチェック表を対象者全員に配付した。 ・管内それぞれの町の要援護者登録についての案内書、要援護者登録申請書等を更新会場に展示し、対象者が事前登録できるように努めた。 ・災害時の避難行動についてアンケート調査をし、町への情報提供に同意を得られた人について、特定医療費（指定難病）受給者災害時要援護者リストを作成し、各町に提供した。 ・避難行動要援護者に関する町との情報交換会は、市川三郷町、身延町と実施した。 ・人工呼吸器装着患者について、災害時要援護者台帳と、災害時の支援計画を作成した。 |
| <p style="text-align: center;">評 価 ・ 課 題</p> | <p>評価</p> <p>災害への備えについて、医療受給者証更新手続きの通知時全ての受給者に広く情報発信を行った。結果、避難方法や服薬管理等について実態は一部把握できた。</p> <p>災害時要援護者台帳については、峡南独自の台帳が作成できた。</p> <p>避難行動要援護者に関する町との情報交換会については、対象者が多い市川三郷町と身延町を優先して実施できた。今後、早川町、南部町、富士川町と実施していく必要がある。</p> <p>指定難病患者及び家族の交流会及び小児慢性特定疾病児童の家族のつどいを開催し、本人・家族の想いの表出や他の家族と交流する機会をもてた。</p> <p>課題</p> <p>全受給者、特に神経難病患者の避難方法や服薬管理等について実態把握を行う。</p> <p>全町と避難行動要援護者に関する町との情報交換会を開催する。</p> <p>人工呼吸器装着患者の災害時の支援計画を個別に作成しているが、町担当保健師、介護支援専門員、訪問看護師等の関係職種と情報共有し、内容の検討、役割の確認を行い、患者・家族の療養生活の支援や支援ネットワークの構築を進める必要がある。</p> |